

緩衝建築物の建築費等一部負担の手順は、つぎのように進めます。

手 順	内 容	主な必要書類
建築相談	緩衝建築物を建築される方は、市の担当窓口で建築の相談を行って下さい。	建築計画の図書
協議	負担を受けようとする方は、工事の着手前に、国土交通省兵庫国道工事事務所へ協議していただきます。	協議申出書 図面 その他必要な添付書類
協定及び契約の締結	協議が整った段階で、助成を受けようとする方と国土交通省で協定及び契約を結びます。	協定書及び契約書
工事着手届の提出	工事に着手したときは、速やかに工事着手届を国土交通省へ提出していただきます。	工事着手届 工事工程表及び写真
工事報告書の提出	工事の進み具合について、国土交通省へ報告していただきます。	工事報告書 写真
工事完了届の提出	工事が完了したときは、速やかに工事完了届を国土交通省へ提出していただきます。	工事完了届 検査済証（写） 写真
工事完了の確認	完了届の提出後、国土交通省は協定及び契約内容と工事が適合しているかについて確認します。	
負担金の請求及び支払	上記確認後、請求書等を国土交通省へ提出していただき、そののち指定の口座に助成金を振り込むこととなります。	請求書等

問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局兵庫国土工事事務所
調査課環境対策係
TEL.078-334-1600（代表）
FAX.078-334-1395
〒650-0042 神戸市中央区波止場町3番11号

尼崎市都市整備局都市計画部
都市計画課
TEL.06-6489-6604
FAX.06-6489-6597
〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1

沿道整備事業の ご案内

緩衝建築物の建築費の一部負担について

国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道工事事務所

はじめに

自動車をもたらす騒音による障害の防止と、沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るため、昭和55年5月に「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(沿道法)が制定されました。

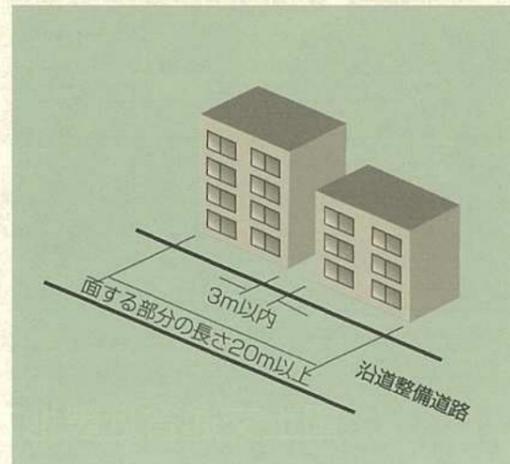
この法律に基づき、沿道地区計画(区域及び整備の方針)が都市計画決定されますと、沿道に建物(緩衝建築物)を建てる場合には、一定の要件のもとに国土交通省から負担金を受けることができますので、あらかしと手続きについてお知らせします。

負担のあらまし

この制度は「沿道地区計画」の区域内で、騒音が背後へ通り抜けないような建物(「緩衝建築物」といいます。)を建てる時に、その建築費用等の一部を国土交通省が負担するものです。

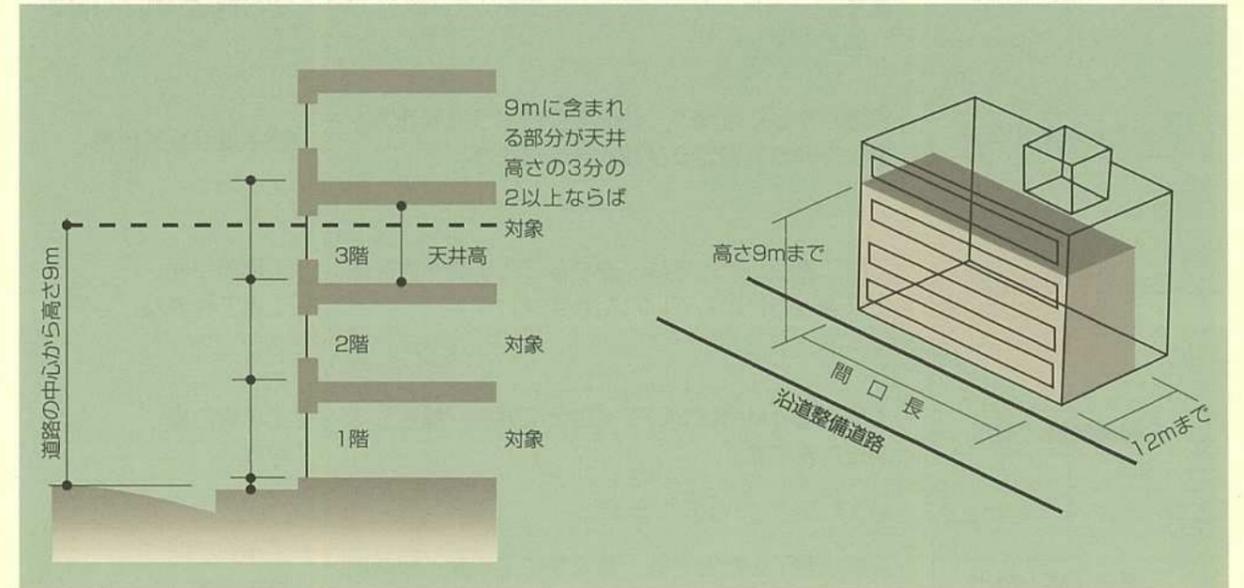
負担を受けられる建物は、

- ①沿道整備道路(国道43号+阪神高速道路)に面する部分の長さが20m以上であり、かつ、間口率が10分の7以上である建物
(隣の建物と合わせて20m以上になる場合も負担を受けられますが、建物と建物のすきまの合計が3m以内でなければなりません。下図参照)
- ②沿道整備道路に接続した敷地に、この道路に面して建てられる建物
- ③建物の高さが、おおむね6m以上の建物
- ④鉄筋コンクリートなどの火に強い構造(耐火構造)で、背後へ音が通り抜けない形態の建物(ピロティ形式などは該当しません。)
- ⑤「尼崎市住環境整備条例」等により周辺環境に十分配慮した建物
- ⑥背後地に騒音から守るべき住宅のある建物



負担を受けられる範囲等は、

- 〈建築〉
- ①沿道整備道路の路面から測って、高さおおむね9mまでが対象となります。
(高さ6mに達しない部分があるときは、その部分の対象となりません。)
 - ②道路側の建物の壁面から奥生き12mまでの部分が対象となります。
 - ③各階の床面から天井までの高さが、9mまでの部分に全部または、3分の2以上含まれていなければなりません。
 - ④既存の建物が緩衝建築物と認められる場合、その部分の対象となりません。
- 〈除却〉
- ⑤緩衝建築物に該当しない建築物(木造建物等)に限られます。
 - ⑥上記①および②の助成対象部分と重なりあう除却部分の延床面積が対象となります。



負担を受けられる金額は、

負担を受けられる金額は、上記の範囲内に含まれる床面積により計算します。

〔対象面積の計算〕

(建築) 間口長×奥行(12mまで)×対象階数

(除却) 建築の助成対象部分と重なりあう除却部分の延床面積

〔負担金額の計算〕

建築費=対象面積×建築単価(円/㎡)×[住宅17%、非住宅21.7%]

建築単価の限度
127,200円/㎡

除却費=対象面積×除却単価(円/㎡)×[住宅17%、非住宅21.7%]

除却単価の限度
8,400円/㎡